

ID: 98

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	聖籠町妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則 第4条		
例規番号	昭和58年 規則第6号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第四条 受給者は、受給者証の破損又は忘失により再交付を受ける場合には、町長に別記様式第四号の一乳児医療費受給者証再交付申請書、別記様式第四号の二妊産婦医療費受給者証再交付申請書、別記様式第四号の三幼児医療費受給者証再交付申請書により申請しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日